

平成28年7月22日

平成28年 第7回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

平成28年第7回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成28年7月22日（金曜日）午後2時00分～午後3時06分

2. 場 所 東大和市中心公民館301学習室

3. 出席委員 1番 真如昌美（教育長）

2番 武石修一郎

3番 岩田圭子

4番 藤宮志津子

4. 欠席委員 5番 新藤久典

5. 説明職員

学校教育部長 阿部晴彦

社会教育部長 小俣学

学校教育部
参事兼
指導室長

岡田博史

学校教育課長 岩本尚史

建築課長兼
教育施設担当
副参事

中橋健

給食課長 斎藤謙二郎

統括指導主事 小坂橋悦子

社会教育課長 村上敏彰

中央公民館長 尾又恵子

中央図書館長 當摩弘

6. 書 記

庶務係長 福嶋まゆ美

主 事 古川敦子

○議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 教育長諸務報告
- 第 3 第 3 1 号議案 平成 2 9 年度使用東大和市立小・中学校特別支援学級用教科書の採択について
- 第 4 第 3 2 号議案 東大和市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について
- 第 5 第 3 3 号議案 東大和市立郷土博物館条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について
- 第 6 第 3 4 号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について
- 第 7 その他報告事項 (1) 東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成 1 4 年条例第 1 7 号）第 4 条第 2 項及び第 5 条第 2 項の規定に基づき、年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の改正について
- (2) 東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成 1 4 年条例第 1 7 号）第 6 条第 1 項並びに東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成 1 4 年教育委員会規則第 8 号）第 7 条及び第 8 条の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率の改正について
- (3) 学びあいガイド 2 8（市民による生涯学習）の配布について
- (4) 平成 2 7 年度東大和市学校給食会計決算の報告について

(5) 新学校給食センター調理配膳業務委託候補者の選
定について

◎開会の辞

○真如教育長 ただいまから平成28年第7回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○真如教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、岩田委員をお願いいたします。

◎日程第2 教育長諸務報告

○真如教育長 日程第2、教育長諸務報告を行います。

教育長諸務報告。平成28年6月23日から平成28年7月14日までの諸務報告でございます。

6月23日、木曜日、校長会役員会に出席いたしました。

6月27日、月曜日、28日、火曜日、30日、木曜日、東大和市新学校給食センター候補者選定委員会で、他市の給食センターを視察いたしました。

7月1日、金曜日、東大和市新学校給食センター調理配膳業務委託候補者選定委員会に出席をいたしました。その後、教育委員懇談会に出席いたしました。

7月2日、土曜日、平成28年度東大和市社会を明るくする運動主要事業に出席をいたしました。当日は、市内の中学生の生徒会を中心とした学校での取組を、スライドを使ったデータ紹介や寸劇、それから演奏などを通じて立派に紹介をしてくれました。社会を明るくする運動について、自分たちができることは何かという点で、主体的に考える様子がどの学校の生徒会にも見られ、大変たくましく育ってきているなということを感じて帰ってまいりました。

7月3日、日曜日、大和・村山家庭婦人春季バレーボール大会開会式に出席をいたしました。東大和市と武蔵村山市の家庭婦人によるバレーボール大会ですけれども、参加チームが東大和市の場合は年々減少傾向にありまして、そんな中で参加チームが少なかったのですけれども、各チーム、大変高いレベルで熱戦が繰り広げられておりました。

7月4日、月曜日、東大和市防災会議に出席をいたしました。

7月5日、火曜日、定例校長会に出席をいたしました。

7月7日、木曜日、東大和市新学校給食センター調理配膳業務委託候補者選定委員会に出席をいたしました。

7月8日、金曜日、第二小学校の自転車運転免許実技講習会を視察いたしました。薄曇りの天候のもとで実技研修が行われましたけれども、児童・生徒の安全安心な自転車走行を目指して、基本となる乗り方や安全確認の仕方、タイミングなど丁寧に指導が行われておりました。学校、警察、市役所、保護者など、協力して行われる実技研修会は、さまざまな点で意義あるものであると改めて感じてまいりました。

7月11日、月曜日、第五・第六小学校を訪問しました。ふだんの学校経営について話を伺ってきたものであります。

7月12日、火曜日、定例副校長会に出席をいたしました。

7月13日、水曜日、東大和市新学校給食センター調理配膳業務委託候補者選定委員会に出席をいたしました。その後、夜、教育委員と東大和市公立小中学校PTA連合会との懇談会に出席をいたしました。懇談会のメインテーマは、学校の防災活動等にかかわる取組についてじっくりと懇談するものでしたけれども、とても活発な質問や意見が出て、有意義な会となりました。また、教育委員会もプレゼンテーションにより、普段の学校や教育委員会の事業について紹介する工夫に努めたおかげで、大変いい雰囲気ではじめられたと思っております。また、今回、初めてP連に加入していない九小の役員も参加し、今後の課題と、この会の意義を新たに確認することができました。

7月14日、木曜日、教育委員の学校訪問で第五中学校を訪問いたしました。もう一つ、東京都市教育長会幹事会及び定例会に出席をいたしました。元東大和市教育委員会の指導主事であった山本校長の学校経営、また学校カリキュラムに向けた熱意を非常に強く感じる訪問となりました。とりわけ学校経営に対する目標の明確化、それから実態の具体的な提示方法、幅広く開かれた学校経営、大変エネルギーで、かつスピーディーな取組について、感動して帰ってまいりました。

以上でございます。

教育長諸務報告は終わりました。

何かご質問等ございますでしょうか。

(発言する者なし)

○真如教育長 ないようでしたら、次に進みます。

◎日程第3 第31号議案 平成29年度使用東大和市立小・中学校
特別支援学級用教科書の採択について

○真如教育長 次は、日程第3、第31号議案 平成29年度使用東大和市立小・中学校特別支援学級用教科書の採択について、議題に供します。

議案の説明をお願いします。

指導室長。

○岡田学校教育部参事兼指導室長 ただいま議題となりました第31号議案 平成29年度使用東大和市立小・中学校特別支援学級用教科書の採択について、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、平成29年度から使用する小・中学校特別支援学級用教科書を決定していただくために、ご提案申し上げるものでございます。

これまで、東大和市立小・中学校使用教科用図書採択要綱及び同事務要領に基づき、小・中学校特別支援学級用教科書採択資料作成会議及び小・中学校特別支援学級用教科書調査部会を設置し、小・中学校の校長、副校長、教員、保護者代表の方を委員、部員として約3箇月間にわたり調査・研究をお願いしてきました。

その結果、教科書採択資料作成会議から、平成28年7月19日付で、平成29年度使用東大和市立小・中学校特別支援学級用教科書について調査・研究の報告がありました。

本日は、採択資料作成会議からの報告書について、採択資料作成会議委員からご説明いただき、教育委員の皆さまからの質疑を経て、来年度から使用する教科書のご決定をお願いしたいと存じます。

なお、特別支援学級用の教科書は、学校教育法附則第9条に規定されている教科書であります。

それでは、調査・研究結果の報告までの経過と採択に至る手順につきましてご説明いたします。

去る5月9日に、第1回教科書採択資料作成会議を開催し、教育長より平成29年度使用東大和市立小・中学校特別支援学級用教科書にかかわる調査・研究を依頼いたしました。

その後、小学校、中学校の各調査部会での調査・研究を経て、7月11日に教科書採択資料作成会議を行い、熱心に、かつ厳正にご協議をいただきました。

先ほどご説明申し上げたとおり、7月19日に採択資料作成会議座長から、教育長に報告をいただいたところであります。それが、お手元の調査・研究報告書であります。

次に、本日の教育委員会における採択の手順につきまして、ご提案させていただきます。

まず、採択資料作成会議座長及び部会長から、審議経過及び調査・研究報告の概要説明、各種目ごとの資料のご説明をいただきます。教育委員の方々には、説明に対するご質疑をお願いいたします。

なお、質疑が終わりましたところで、教育委員会としての基本的な考え及び採択基準等について再度ご確認いただき、その後、種目ごとの審議を経て、種目ごとの採択をお願いいたします。事務局といたしましては、このような手順で進めたいと考えております。

よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○真如教育長 採択に至る手順については、ただいま事務局より提案がありましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 では、採択に至る手順につきましては、事務局からの提案どおり進めます。

ここで、小・中学校特別支援学級用教科書採択資料作成会議の委員の方々にお入りいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

(委員入室)

○真如教育長 では、指導室長、続けてください。

○岡田学校教育部参事兼指導室長 続きまして、本日も出席いただきました小・中

学校特別支援学級用教科書採択資料作成会議座長及び部会長を紹介いたします。

特別支援学級用教科書採択資料作成会議座長、小学校特別支援学級用教科書採択調査部会長、住吉豊、第三小学校長でございます。

○住吉小・中学校特別支援学級用教科書採択資料作成会議座長 よろしくお願いたします。

○岡田学校教育部参事兼指導室長 中学校特別支援学級用教科書採択調査部会長、石井和光、第一中学校長でございます。

○石井中学校特別支援学級用教科書採択調査部会長 よろしくお願いたします。

○岡田学校教育部参事兼指導室長 全体にかかわる報告につきましては、教科書採択資料作成会議座長から報告していただきます。

○真如教育長 教科書採択資料作成会議座長、お願いたします。

○住吉小・中学校特別支援学級用教科書採択資料作成会議座長 初めに、報告までの経過につきまして、ご説明をさせていただきます。

去る5月9日に、第1回教科書採択資料作成会議が開催され、その席上、教育長より、平成29年度に使用する東大和市立小・中学校特別支援学級用教科用図書にかかわる調査・研究の依頼を受けました。

その後、校種別に教科書調査部会を開催し、調査・研究を行いました。

調査部会で作成された資料を、7月11日の教科書採択資料作成会議で慎重に検討並びに協議を行い、教育委員会に提出する報告書を作成いたしました。

去る7月19日に、採択資料作成会議座長が代表いたしまして、教育長に報告をさせていただいたところです。

次に、教科書の調査・研究に際しての基本方針と留意事項ですが、(1)学習指導要領に示された目標等を踏まえること。(2)学力の向上を図ることや、地域の実態、学校の実情に即して、学習指導要領に示す目的や内容等を、市内の特別支援学級に在籍する小・中学生が学習する上で、効果的な教科書になり得ているかといった観点で調査・研究を行ってまいりました。

また、特別支援学級用教科書につきましては、学校教育法附則第9条の定めによる教科書であります。今年度使用しており、特に支障があり、これより明らかに優れたものがある場合において、採択替えを行う必要があると考えた教科書について調査・研究を行ってまいりました。

以上、公正で適正かつ円滑な採択が実施されますよう調査・研究をいたしまして、報告をさせていただいた次第でございます。

○真如教育長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、質疑をお願いいたします。

質疑ございませんか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、次に調査・研究資料の説明をお願いいたします。

それでは、最初に小学校の調査部会長から説明をお願いします。

○住吉小学校特別支援学級用教科書採択調査部会長 それでは、小学校特別支援学級用教科用図書の説明をさせていただきます。

第三小学校並びに第九小学校、2校の特別支援学級用教科用図書については、様式1-3、2-3にお示ししましたとおりになります。

一覧表の米印のついたものが、新しく調査・研究しました教科用図書になります。

第三小学校では、算数で1冊、第九小学校では、国語と算数で各1冊の計2冊を示してあります。

支援学級の児童が基礎を理解するのに適しているか、また障害やその程度、現在の能力や興味・関心などの現状を踏まえ、また保護者のご意見も参考にしながら検討いたしました。

米印でお示しした3冊は、視覚的に文字が大きく見やすいもの、写真やイラストを使ってわかりやすく、興味を引く内容になっております。

説明は以上になります。

○真如教育長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、質疑をお願いいたします。

岩田委員。

○岩田委員 学校によって採択替えの教科書の冊数に差があるようですが、これはどのような理由からですか。

○真如教育長 小学校特別支援学級用教科書採択調査部会長。

○住吉小学校特別支援学級用教科書採択調査部会長 先ほどの説明にも少し入れましたけれども、特別支援学級の児童におきましては個人差が大きく、また第三小

学校、第九小学校の児童の実態もかなり違いが見られます。そこで、児童の実態に照らして選定した結果、冊数が異なったということでもあります。

○真如教育長 ほかにございますか。

藤宮委員。

○藤宮委員 特別支援学級の児童が、学習内容をより効果的に理解するためには、視覚に訴える部分もかなり重要かと考えられますが、いかがでしょうか。

○真如教育長 小学校特別支援学級用教科書採択調査部会長。

○住吉小学校特別支援学級用教科書採択調査部会長 まさに今、おっしゃられたとおりでして、そのところは私どもも意識して、子どもたちがわかりやすいもの、視覚的に文字が大きく、興味・関心を引くもの、そういったものを選ばせていただいております。

○真如教育長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

(発言する者なし)

○真如教育長 なければ、次の中学校特別支援学級用教科書に移ります。

中学校特別支援学級用教科書採択調査部会長からご説明をお願いいたします。

中学校特別支援学級用教科書採択調査部会長。

○石井中学校特別支援学級用教科書採択調査部会長 それでは、中学校特別支援学級用教科用図書の説明をさせていただきます。

第一中学校、第五中学校の2校の特別支援学級、知的障害学級の教科用図書については、様式でお示ししたとおりになります。

米印のついているものが、新しく調査・研究させていただいた教科用図書となります。調査・研究につきましては、文科省のほうから通知が出ている内容に沿いまして、子どもたちの障害の程度や能力、特性、それから系統性や教科の目標に沿うものであるかどうかという視点を持ちながら研究を進めてまいりました。

新たに使用したいとお示ししたものにつきましては、第五中学校で書写、保健体育、生活で各1冊、計3冊のものをお示ししております。いずれも子どもたちの実態を捉えたもの、それからコミュニケーションや、日常生活、学校生活で汎用性が考慮できるというようなものになっております。

説明は以上です。

○真如教育長 ありがとうございます。

それでは、私からも1つ伺いたいと思います。

部会において、さまざまな教科書を調査・研究されたと思いますけれども、特別支援学級における小・中学校の接続や連携については、どのように配慮をされてきましたか。

お願いします。

○石井中学校特別支援学級用教科書採択調査部会長 調査部会では、小・中合同の教科書の閲覧の機会を設けました。情報交換を密にしながら、各校種での調査・研究につなげてまいりました。特別支援学級用の教科書の多くは、学年の指定がないものですので、学校教育法附則第9条に指定されている教科書については、小・中学校で重ならないように配慮しております。

○真如教育長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

武石委員。

○武石委員 採択を絶版等によって供給が不能となった場合があると説明を受けておりますが、報告書にある他の本では対応は可能でしょうか。

○真如教育長 中学校特別支援学級用教科書採択調査部会長。

○石井中学校特別支援学級用教科書採択調査部会長 同じ種目の中の異なる教科書で、対応はできると思っております。

○真如教育長 ほかに質疑はございますでしょうか。

ございませんか。

(発言する者なし)

○真如教育長 これで、調査・研究資料の報告等についての説明と質疑について、終わります。

次に、学校からの意見の提出について、小・中学校特別支援学級用教科書採択資料作成会議座長から、ご説明をお願いしたいと思います。

小・中学校特別支援学級用教科書採択資料作成会議座長。

○住吉小・中学校特別支援学級用教科書採択資料作成会議座長 学校からの意見も募りましたが、特にご意見はございませんでした。

○真如教育長 ありがとうございます。

このことについて、何かご質疑ございますでしょうか。

(発言する者なし)

○真如教育長 では、ないようですので、これをもちまして小・中学校特別支援学級用教科書採択資料作成会議からの報告についての質疑を終了いたします。

なお、この後、報告及び質疑の内容等を参考として協議し、採択を行いたいと思います。

小・中学校特別支援学級用教科書採択資料作成会議委員の皆さん、本日は大変ありがとうございました。お疲れさまでした。

ありがとうございました。

(委員退室)

○真如教育長 それでは、審議を再開いたします。

次に、事務局より教科書採択にかかわる基本的な考え方及び採択規準及び基準等について確認したいと思います。

指導室長、お願いいたします。

○岡田学校教育部参事兼指導室長 初めに、採択にかかわる基本的な考えについて確認をいたします。

平成29年度使用小・中学校特別支援学級用教科書の採択に当たり、日本国憲法、教育基本法等の精神並びに東大和市教育委員会教育目標及び基本方針にのっとり、東大和市立小・中学校使用教科用図書採択要綱及び平成28年度東大和市立小・中学校特別支援学級用教科用図書採択事務要領に基づいて、公正で適正、かつ円滑な採択を実施するとともに、東大和の実態等を踏まえた採択を厳正に行う。そして、採択の方向としては、次のことを基本的に踏まえて実施することにいたします。

- 1、豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成すること。
- 2、自ら学び、自ら考える力を育成すること。
- 3、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実すること。
- 4、各学校が創意工夫を生かし、特色ある教育、特色ある学校づくりを進めること。

次に、採択規準の視点、規準は「のりじゅん」のほうでございます。採択規準

の視点について確認をいたします。

1、公正な内容で適切な教育的配慮が施されたものであること。児童・生徒自らの主体的な学習が重視される中、一面的な見解に偏らず、公正な内容で発達段階に即したものであること。

2、基礎・基本の確実な習得を助けるものであること。枝葉末節の知識を扱うのではなく、学習指導要領に定める教科の内容等に基づき、その後の学習や生活に必要であること。また、真に継承すべき内容であること。

3、学び方・考え方の習得が図られるものであること。知識・技能の詰め込みに陥ることなく、何を学ばばいいのか、いかにして学ぶのかが児童・生徒にしっかり認識され、自ら学習の方法を工夫し、考えさせるきっかけとなり、またそれらを助けるものとなっていること。

4、児童・生徒にとってわかりやすく、丁寧なものであること。教科書が学習の確かなよりどころとなり、主体的に学習する意欲を高めるものとなるために、よりわかりやすく、より丁寧で、児童・生徒の思考過程や感性に合ったものであること。

5、心に響く美しいものであること。豊かな人間性などを育成するものとなるよう、より心に響く教材、美しい表現であること。また、写真、挿絵、図表等も豊かな感性を育てる上で重要であり、学習効果などの観点に配慮しつつ、発達段階に応じて積極的な工夫があること。

6、知識・技能が生活において生かされるよう配慮されていること。習得した知識・技能が実生活において生かされ、総合的に働くよう、取り上げる事例や教材を身近な例に求めたり、その内容が実生活を見直し、活用できるものとなるような工夫を図っていること。

続きまして、採択基準の観点、この基準は「もとじゅん」のほうの基準でございます。採択基準の観点について確認をいたします。

1、内容の選択はどうであるか。2、構成・分量はどのようになっているか。3、表記・表現及び使用上の便宜はどうであるか。4、そのほか教科の特性に基づき、特に調査・研究が必要な事項について。

以上でございます。

○真如教育長 ただいま事務局より、採択にかかわる基本的な考え及び採択基準等

について確認のための説明がありました。

それでは、資料に示された基本的な考え及び採択基準等を踏まえ、具体的な審議を行います。

なお、特別支援学級用教科書につきましては、学校教育法附則第9条の定めによる教科書について、特に支障があり、これより明らかに優れたものがある場合において、採択替えを行うとしております。特別支援学級用教科書採択資料作成会議座長の説明にもありましたとおり、小学校が新たに3点、中学校が新たに3点の教科書の調査・研究資料が提出されております。

では、ご審議をお願いいたします。

武石委員。

○武石委員 教科書採択資料作成会議からの報告がありましたが、それぞれ児童や生徒の実態や、学校現場の様子から考えて、実際に教えている現場の教員が調査・研究をして報告書を作成していますから、この調査・研究結果に掲載されている教科書を採択して良いと考えます。

○真如教育長 ほかにはございませんか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、ないようですので、特別支援学級用教科書については、小学校、中学校から新たに提出された教科書を一括して採択いたします。

それでは、特別支援学級用教科書について、賛成の方、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○真如教育長 全員挙手です。

全員の方々が賛成でありますので、では特別支援学級用教科書については、提出された資料のとおり決定いたします。

これをもちまして、日程第3、第31号議案 平成29年度使用東大和市立小・中学校特別支援学級用教科書の採択についてを終了いたします。

ありがとうございました。

◎日程第4 第32号議案 東大和市学校給食センター設置条例の一部
を改正する条例に係る意見の申出について

○真如教育長 続きまして、日程第4、第32号議案 東大和市学校給食センター設

置条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○阿部学校教育部長 ただいま議題となりました第32号議案 東大和市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について、提案理由並びに内容をご説明申し上げます。

市の条例の改正につきましては、市議会へ提案するのは市長でありまして、教育委員会は市長に対して意見を申出る立場にあります。このことから、今回、条例の改正に当たりまして、市長に教育委員会の意見を申出るために、本件をご提案申し上げるものであります。

現在、工事を進めております（仮称）東大和市学校給食センターにつきましては、平成28年9月末に竣工が見込まれておりますことから、学校給食センターの名称及び位置を規定する東大和市学校給食センター設置条例の一部を改正するものであります。このため、東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第6号の規定に基づき、市長に対して同条例の一部改正について意見の申出を行うものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

資料といたしまして、新旧対照表を配付させていただきましたので、改正案文とあわせましてご覧いただきたいと存じます。

今回の改正は、現在工事中の東大和市学校給食センターの名称と位置に関する改正及び用語の整理などを行うものとなります。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

第1条につきましては、用語の整理を行うために改正するものでございます。

第2条につきましては、東大和市新学校給食センターの名称を、「東大和市学校給食センター」とし、位置を東大和市桜が丘2丁目142番地の41とするものであります。

また、現在の東大和市第一学校給食センター及び東大和市第二学校給食センターが統合されることに伴い、両給食センターの名称及び位置を規定しております別表を削除するものでございます。別表につきましては、新旧対照表の3ページが該当いたします。

1 ページにお戻りいただきたいと存じます。

第3条につきましては、給食の対象につきまして、児童・生徒及びこれらの機関に属する職員に加え、給食センター職員や視察による来訪者、試食会の参加者等に対しましても学校給食を実施しておりますので、実態に即して教育委員会が必要と認める者も対象に加えるために改正するものであります。

恐れ入ります。新旧対照表、2 ページをお開きください。

第4条につきましては、用語の整理を行うために改正するものであります。

第5条につきましては、表記の整理を行うために改正するものであります。

第5条の2につきましては、給食センターが地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく教育機関であることから、同法の規定に基づき、職員に関する規定を追加するものでございます。

第6条及び第7条につきましては、用語の整理を行うために改正するものであります。

新旧対照表の3 ページをお開きください。

第7条の2につきましては、給食センター運営委員会の所掌事務について、これまで教育委員会の規則で定めておりましたが、実態に即して規定を条例上整備したものでございます。

新旧対照表の4 ページをお開きください。

改正案文の附則でございますが、本条例の施行日を、稼働日に合わせて平成29年4月1日とするものとし、一部の規定につきましては、施行日を公布の日とするものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

ありませんか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第4、第32号議案 東大和市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第32号議案 東大和市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について、本件を承認と決めます。

◎日程第5 第33号議案 東大和市立郷土博物館条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について

○真如教育長 日程第5、第33号議案 東大和市立郷土博物館条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

社会教育部長。

○小俣社会教育部長 ただいま議題となりました第33号議案 東大和市立郷土博物館条例の一部を改正する条例に係る意見の申出についてにつきましての提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

東大和市立郷土博物館条例第6条の別表に定めております映像学習室における天体運行等の映写の観覧料、いわゆるプラネタリウムの観覧料のことでございますが、その件につきましては、市の使用料・手数料見直しに係る基本方針によりまして、3年ごとに受益者負担の適正化など、総合的に判断をする中で見直しを図ることとなっております。

今回、使用料の原価計算及び近隣市との比較を行いましたところ、料金改定の必要が生じたことから、これを条例により定めるものであります。

議案についてございます新旧対照表の5ページをご覧いただきたいと思っております。

5/6とあるところのページでございます。網がけになっているところが、今回、改正する箇所となっております。

こちら、別表第6条関係で、天体運行等の映写につきましては、大人、個人、「200円」を「300円」に、大人、団体、「100円」を「240円」に、子ども、団体、「50円」を「80円」に、それぞれ改めるものでございます。

最後に、議案にお戻りいただきますが、附則でございます。

附則につきましては、条例の施行日を平成29年4月1日からと定めるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

ございませんか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それではないので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第5、第33号議案 東大和市立郷土博物館条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第33号議案 東大和市立郷土博物館条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について、本件を承認と決めます。

◎日程第6 第34号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部を
改正する条例に係る意見の申出について

○真如教育長 日程第6、第34号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

社会教育部長。

○小俣社会教育部長 ただいま議題となりました第34号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部を改正する条例に係る意見の申出についてにつきましての提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

東大和市上仲原公園テニスコートの利用料金につきましては、市の使用料・手数料見直しに係る基本方針によりまして、3年ごとに受益者負担の適正化など、総合的に判断をする中で見直しを図ることとなっております。今回、使用料の原価計算及び近隣市との比較を行いましたところ、料金改定の必要が生じたことから、これを条例により定めるものであります。

東大和市体育施設等に関する条例第7条の別表第5、5号、(5)に定める東大和市上仲原公園テニスコート利用料金のうち、現在、大人、「600円」、子ども、「300円」となっておりますところを、大人、「800円」、子ども、「400円」に、それぞれ改めるものであります。

最後に、附則であります。第1項は条例の施行日を平成29年4月1日からとするものであります。

また、第2項に関しましては、施行日前までに行われました申請に係る利用の承認についての経過措置を定めるものであります。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

岩田委員は大丈夫ですか。

○岩田委員 大丈夫です。

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第6、第34号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について、本件を承認することをご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 異議なしと認め、第34号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について、本件を承認と決めます。

◎日程第7 その他報告事項

○真如教育長 日程第7、その他報告事項を行います。

報告事項の1、東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年条例第17号）第4条第2項及び第5条第2項の規定に基づき、年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の改正について。報告事項2、東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年条例第17号）第6条第1項並びに東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成14年教育委員会規則第8号）第7条及び第8条の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率の改正について。以上、2件は関連がありますので、一括して議題に供します。

学校教育課長。

○岩本学校教育課長 それでは、その他報告事項1、その他報告事項2につきまして、報告をさせていただきます。

本件、2件は、学校医等が、万一、公務上、災害を受けた場合に、その災害によって生じた身体的損害について補償される公務災害補償に関するものであります。今回は、2件の改正となっております。いずれも条例に基づきまして、市長と協議をし、7月1日に同意を得られましたので、7月8日、告示をさせていただきましたことを報告申し上げます。

資料をご覧ください。

1件目の1番、こちらの補償基礎額の最低限度額及び最高限度額についてでございますが、こちらは学校医等の公務災害補償の条例の中で、長期療養者の休業補償と年金補償に係る補償基礎額につきましては、受給者に適正な補償額を確保するための最低の限度額、また最高限度額を定めることとされております。

こちらにつきましては、人事院が定める額を考慮して、市長と協議の上、教育委員会が定めることとなっておりますが、ここで東京都の補償金額に準じまして決定をしているところであります。

年齢階層別の改正額につきましては、こちらの資料の中段でございます。また、その後ろにA3判の折りの資料をつけておりますが、こちらには前回の改定額と今回の改定額の比較表となっておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

続きまして、資料、その他報告の2番になります。

こちらは前年度以前に支給をされました遺族補償年金等の年金額を計算する際の率の改正でございます。

こちらでも学校医等の公務災害補償の条例及び規則の規定によりまして、市長と協議の上、教育委員会が率を定めることとなっておりますが、東京都の率が改正をされましたので、そちらに準じて決定をしているところでございます。

改正率につきましては、こちらの資料に期間別、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、それぞれの別に経験年数の別という分けて、計算上、乗ずる率が規定をされています。こちらでも、その後ろに資料を、A3判の折りの資料がございますが、こちらは直近の改定額との比較というものでつけさせていただきました。後ほど

ご参照いただければと存じます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 ないようですので、質疑を終了いたします。

次に、報告事項3、学びあいガイド28（市民による生涯学習）の配布について、本件の報告をお願いいたします。

社会教育課長。

○村上社会教育課長 それでは、その他報告事項3、学びあいガイド28（市民による生涯学習）の配布について、ご説明をさせていただきます。

お手元に紫色の「学びあいガイド28（市民による生涯学習）」をお配りさせていただきました。

このガイドブックは、市民の皆さまの学習活動に役立てていただく目的で、公民館、市民センター、集会所の案内、生涯学習人材バンクの案内及び市内で活動するサークル・団体紹介の3部から構成されております。

市民向けに1,000部、作成いたしましたので、8月15日号の市報及び市のホームページ等で市民に周知をした後、社会教育課、各公民館、各図書館、市民センターなどの窓口での配布を予定しております。

以上でございます。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

この間、回覧したのを見たのですけれども、小学校版というのがありましたよね。あれは毎年行っていたのですか。

社会教育課長。

○村上社会教育課長 夏休み前に、小学生向けの学びあいガイドをお配りしておりますが、あれは市の主に夏休み期間に行われる博物館や公民館、そういったこの行事を、お子さんに夏休み期間中に参加していただきたいと思ひまして、毎年配布してございます。

以上でございます。

○真如教育長 失礼しました。毎年配布されているものなのですね。今回、目にとまったので、随分、厚く対応しているなと思いました。ありがとうございます。ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○真如教育長 なければ、質疑を終了いたします。

報告事項4、平成27年度東大和市学校給食会計決算の報告について、本件の報告をお願いいたします。

給食課長。

○斎藤給食課長 お手元にお配りしました資料4、その他報告資料(4)をご覧ください。

まず、1ページ目、収入・支出決算書のページをご覧ください。

収入の部、科目1が給食費、収入の2、繰越金でございますけれども、こちら繰越金のほうは、当初1,000円の科目存置でございましたけれども、平成26から27年度への繰越金が確定したことに伴いまして、調定額及び収入済額は1,481万1,355円となりました。科目3、諸収入、こちらでございますが、こちらは試食会代金や預金利子でございます。その下の合計欄ですが、予算額3億2,870万2,000円に対しまして、調定額3億4,154万2,897円、収入済額は3億3,615万1,798円、不納欠損額109万5,930円、収入未済額は429万5,169円となっております。

次に、下の支出の表をご覧ください。

主食と副食に分かれておりまして、主食はパンとお米、副食のほうは肉、魚、卵、牛乳など、それ以外の食材費となっております。科目1の主食費でございますけれども、3月分の副食費におきまして、予算に不足が生じることが見込まれました。本来であれば、学校給食センター運営委員会を開催して補正予算を組むところではございますが、運営委員会、開催するいとまがございませんでしたので、教育長の専決処分として流用という形で処理をさせていただきました。金額として575万8,000円。この理由といたしましては、果実類に含まれる缶詰等の価格の高騰、提供回数を増やしたことや乳飲料等、詳細にはジョアなどですけれども、やはりお子さんたちに人気がございますので、そういったものの提供回数を増やしたことなどがございます。これらの処理を行いまして、支出合計予算額3億2,870万2,000円に対しまして、3億2,481万7,974円となっております。

さらに、ちょっとその下の下段をご覧ください。

以上のことから、収入済額 3 億3,615万1,798円から、支出済額 3 億2,481万7,974円を差し引いた額、1,133万3,824円が、平成28年度への繰り越し分となります。

資料のほうの 2 ページをご覧ください。

資料のほうの 2 ページ以降は、ただいま説明をさせていただきました歳入歳出の明細となっております。

2 ページは、収入の部の明細でございます。

3 ページにつきましては、学校ごとの給食費の明細表となっております。

一番下ですね。一番右下、収入率とございますが、合計の収入率で98.42%、昨年度よりは若干上がってはございます。

資料の 4 ページになります。

こちらは過年度、5 ページも過年度なのですが、4 ページのほうは平成26年度分の給食費で、お支払いいただいていたものについての明細となっております。5 ページの平成25年度分、こちらと同じように過年度で、平成25年度分の収入の明細となっております。

続きまして、6 ページのほうは、支出の部明細ですね。こちらは、実際の支出のほうの食材費でございますので、内訳として説明のところにあるとおりでございます。

7 ページの平成27年度の月別給食延べ人数ということで、平成27年度は125万3,264人ということで、延べ人数で出させていただきます。

今回のこの資料にございます決算書でございますが、今月の12日の日に第十小学校校長、PTA会長が、今回、監査委員でしたので、監査をしていただいた後、昨日の給食センター運営委員会にて承認をいただいております。

以上でございます。

○真如教育長 ありがとうございます。

このことについて、何かご質問等ございますでしょうか。

どうぞ、岩田委員。

○岩田委員 質問ではないですけれども、なかなか、今いろいろ物価が高騰している中で、こうやってやりくりをしてくださって、これからも安心して安全な給食を、

ぜひ提供してくださるよう、よろしくお願ひしたいと思います。

○真如教育長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

昨日、学校給食運営委員会、私は出席することができなかつたのですけれども、その中で何かご意見、ご感想などありましたら紹介してもらえればと思います。

よろしくお願ひします。

給食課長。

○斎藤給食課長 全てではないのですが、一例といたしましては、先ほどちょっと説明で触れさせていただきました3月に急遽流用させていただいた分、果物類やジョアなどを流用したのはなぜかというところで、やはり人気があるということでお答えはさせていただいたのですけれども、あらかじめ物価の上がり下がりというものをある程度予測して、可能な限り流用がないと良いのだけれどということでしたので、そちらのほうには引き続き努力をさせていただきますと、そんな回答をさせていただきました。

以上でございます。

○真如教育長 学校教育部長。

○阿部学校教育部長 昨日の議題は、1件だけでございまして、今、課長からございましたように決算の承認でございました。その他の報告の事項としては幾つかありましたが、その中の1つとしては、新学校給食センターの進捗状況についてご報告をいたしまして、それを踏まえた上でのご発言が活発にございました。おおむね新給食センター、長く待ち望まれたものだということで、建設も進み、運営についても準備が進んでいる。また、個々食器も実物を手にとっていただけるように配慮いたしましたので、個々食器へいよいよ変わるといふことの期待感、またアレルギー対応もご説明を申し上げましたので、アレルギー対応についてさまざまなご意見、あるいは確認という意味でのご発言もございました。

以上でございます。

○真如教育長 ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、ないようですので、報告事項4を終わります。

◎非公開会議の宣告

○真如教育長　ここで、会議の非公開についてお諮りいたします。

報告事項5、新学校給食センター調理配膳業務委託候補者の選定につきまして、一般公開前でありますことから会議を非公開といたしたいと思っておりますが、これに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○真如教育長　全員賛成ということであります。

ご異議なしと認め、そのような取り扱いをいたします。

次に、本日の会議録及び会議資料の取り扱いにつきましてお諮りいたします。

本報告の会議録及び会議資料につきましては、平成28年8月1日までの時限秘といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長　ご異議なしと認め、ここで関係者以外の退場を求めます。

(該当者退場)

◎報告事項

○真如教育長　報告事項5、本件の報告をお願いいたします。

給食課長。

○斎藤給食課長　それではお手元、新学校給食センター調理配膳業務委託候補者の選定について(報告)、こちらをご覧ください。

こちらの内容につきましては、ただいま文書処理等、さまざまなことを進めておりまして、8月1日に市報及びホームページのほうでの公表を予定してございます。

まず、1番目、今回の選定に当たりましては、給食センター運営委員会、あとこちらの教育委員会の皆さまからご意見等をいただきまして、それを最大限生かした形で選定を実施させていただいております。

1番、東大和市新学校給食センター調理配膳業務委託候補者選定委員会のメンバーでございますが、副市長、教育長、企画財政部長、総務部長、子ども生活部長、学校教育部長、学校教育部参事兼指導室長で構成をさせていただいております。

事務局といたしまして、給食課長、給食課新学校給食センター担当主査で実施をいたしました。

公募につきましては、4月1日から行いまして、4月28日、木曜日の締め切りまでに3社から応募がございました。

第1次審査といたしまして、提出された書類審査でございます。おおむね5割以上を得点した提案者のうち、上位3提案者を選定することとしておりまして、各社ともに5割以上でしたので、3社とも第1次審査は通過したという結果でございます。

第2次審査としまして、幾つかございます。4番、第2次審査（現地視察）ということで、応募のあった3社が受託をしている給食センターへ視察に行かせていただきました。A社、B社、C社へ行きまして、全ての委員、事務局、あと給食センターの現在の栄養士ですね、専門的などをチェックしていただくということもありまして、栄養士2人を同行させてございます。

内容といたしましては、施設見学、試食、見学先の市の職員の方に対する業者関係の質疑応答をして、いろいろな情報を得させていただいております。

2次審査のもう一つ目といたしまして、プレゼンテーション及びヒアリング、1次審査通過提案者、3社ともに、それぞれ30分以内でプレゼンテーションを行っていただきました。その後、60分間、各委員から質疑応答をしております。通常、この質疑応答につきましては、大体二、三十分ということなのですが、今回はやはり案件として重要でしたので、60分程度とったところでございます。

2ページをご覧ください。

最終的に、7の候補者の選定でございますが、委員会の中で委員に採点をしてもらった結果、第1候補者、先ほどの前のページで申し上げますとB社となりますが、株式会社東洋食品、第2候補者として株式会社グリーンハウスとなっております。いずれの会社につきましても、給食センターの受託業界では大手となっております。その中で、どちらも十分な基準はクリアしてございます。さらに提案内容といたしまして、より良い事業者を選定すると。採点の点数としては僅差でございました。その結果、東洋食品が第1候補者となった次第でございます。

選定理由といたしまして、（1）から（8）までございます。実は、こちらの

(1) から (8) まだが、委員さんに採点を行っていただく際の項目ですね、1 番目が、そもそも東大和市の給食について理解して、どうやって安全安心な給食を提供していくか。2 番目は、会社自体の運営状況。3 番目については、業務経験や人材育成、人材の確保、そういったものをどうしていくか。4 番目は、提案事項ですね。よりおいしい給食、地場野菜の活用など。5 番目については、安全・衛生管理が十分できるか。6 番目につきましては、同じように安全・衛生の一部ではございますが、労務管理が適切でないと給食に対して何かをされてしまうということは困りますので、そういった部分も保健所から情報を得まして、確認事項として入っているところでございます。7 番目は、アレルギー対応ですね、こちらのほうの対応をどうやっていくかということについて、具体的で良い提案があったかということですね。最終的には、8 番は市が提示した予算上限額、これに対して金額はどうであったか。それらを総合しまして、最終的に 7 候補者の選定にございます東洋食品が第 1 候補者となったところでございます。

以上でございます。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑あれば、ご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

これで、その他報告事項を終了いたします。

◎閉会の辞

○真如教育長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程は全て終了いたしました。

平成28年第7回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 3時06分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会教育長 真如 昌美

会議録署名委員 岩田 圭子